

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております)

3020号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 武居丈二：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>



秋の裏磐梯 (福島県猪苗代町・北塩原村)

もくじ

● 随 情 ● 情 ● 政 ● 政

想 報 報 策 策

再犯防止施策の全国展開に向けて……………法務省大臣官房秘書課再犯防止推進室…(2)	「地域力強化検討会」最終とりまとめ……………	「地域共生社会の実現に向け、我が事・丸ごと」の地域づくりへ……………(4)	地域資源法の認定事業者の施設整備を支援……………
中小機構による「市町村高度化事業」とは……………	独立行政法人中小企業基盤整備機構 高度化事業部 参事 小村 幸男……………(7)	鳥取県町村会長・伯耆町長 森安 保……………(11)	町村ご当地キャラしまん……………
キスナ……………			

コラム

地域主義と田園回帰

コモンズ代表・ジャーナリスト

おお 江 正 章
た だ あき

2000年に地方分権一括法が施行されて以来、自治・分権改革、地方主権、最近では地方創生などの言葉がよく登場する。ところが、私たちが暮らす地域も自治体行政も、大きくは変わっていない。その理由は、主に制度に焦点があてられ、地域とは何かガリアルに理解されていないからではないだろうか。

では、地域とは何か。約40年前、経済学者の玉野井芳郎が中心になって「地域主義研究集談会」を組織し、「地域主義」を提唱した。それは「既存のものの枠をこえた何かを視座におこうとして」おり、多くの人たちに注目されていく。玉野井はこう述べる。

「地域主義とは、地域に生きる生活者たちが、その自然・歴史・風土を背景に、その地域社会または地域の共同体に対して一体感をもち、経済的自立性を踏まえて、みずからの政治的・行政的自律性と文化的独自性を追求することを目指す」

「地域に自分をアイデンティファイする住民の自発性と実行力によって地域の個性を生かす産業と文化を内発的に創りあげる」

残念ながら、1985年の玉野井の死去や86年以降のバブル経済などによって、地域主義の思潮はほぼ姿を消す。だが、昨今の田園回帰する若者たちの発想・行動・感性を見ると、地域主義は再びそこに生きていると強く感じる。彼らは、農業であれ地場産業であれ自治体の仕事であれ、まっとうなものをつくり、広めるという倫理観と、適切なビジネス感覚(＝経済的自立)をもちあわせている。彼らが目指すのは、新自由主義に基づく弱肉強食の世界と対極にある、「共」的存在(コモンズ)をベースとした社会だ。それは地域主義が提起した社会像でもある。

玉野井が編んだ「地域主義」という本は冒頭で、「△地域」という漢語によって眼前に浮かぶ表象は、どこか硬く、冷たく、そして乾いている」と述べる。だから、それを自身の生活の場に取り戻そうとした。同様に、自治・分権改革も地方主権も地方創生も、硬く、冷たく、乾いている。それを軟らかく、温かく、潤いをもって地域に埋め込んでいくのは、田園回帰した若者たちの役割だ。

写真キャプション

磐梯山の噴火で生まれた秋元湖、小野川湖、松原湖などを望む約13kmのドライブコース「磐梯吾妻レークライン」。途中の「中津川溪谷」は、裏磐梯随一の紅葉スポット。秋になるとブナ、トチ、カエデなどが色つき、山と水が織り成す溪谷美を堪能することができる。

政策解説

再犯防止施策の全国展開に向けて

法務省大臣官房秘書課再犯防止推進室

再犯の現状と再犯防止施策の必要性

刑法犯により検挙された者は、平成13年から増加し続け、平成16年にピークの38万9297人となったが、その後は減少傾向にあり、平成27年には23万9355人と、戦後最少となっている。一方、検挙人員中の初犯者の人員が大きく減少しているのに比べ、再犯者の人員については微減にとどまっていることから、検挙人員に占める再犯者の人員の比率（再犯者率）は一貫して上昇し続け、平成27年は48.0%（前年比0.9ポイント上昇）となっている。【図1】

国民が安全・安心に暮らせる「世界一安全な国、日本」を実現するためには、犯罪をした者等の再犯を防止することが特に重要といえる。

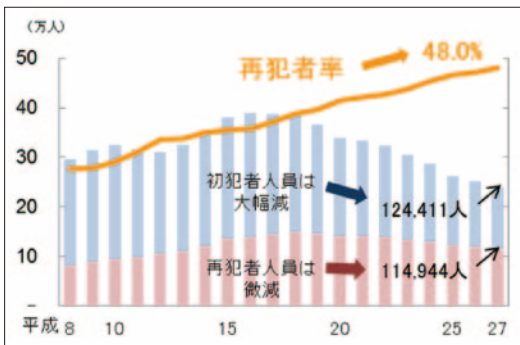


図1 刑法犯検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移 (平成28年版犯罪白書)

これまで、政府においては、平成24年の「再犯防止に向けた総合対策」(総合対策)や、平成26年の「宣言・犯罪に反らない・戻さない・立ち直りをみんなを支える明るい社会へ」(宣言)、平成28年の「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策」立ち直りに向けた「息の長い支援につなげるネットワーク構築」等を決定し、政府一丸となって再犯防止施策の推進に取り組んできた。こうした取組により一定の成果が上がっているが、政府目標の達成は道半ばであり、更なる取組の推進が求められている。【図2】

再犯防止推進法の施行

平成28年2月以降、「超党派で再犯防止を進める議員連盟」において再犯防止対策を推進するための議員立法について検討が進められ、平成28年12月7日、「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成28年法律第104号)が衆参両院ともに全会一致で成立し、同

これまで、政府においては、平成24年の「再犯防止に向けた総合対策」(総合対策)や、平成26年の「宣言・犯罪に反らない・戻さない・立ち直りをみんなを支える明るい社会へ」(宣言)、平成28年の「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策」立ち直りに向けた「息の長い支援につなげるネットワーク構築」等を決定し、政府一丸となって再犯防止施策の推進に取り組んできた。こうした取組により一定の成果が上がっているが、政府目標の達成は道半ばであり、更なる取組の推進が求められている。【図2】

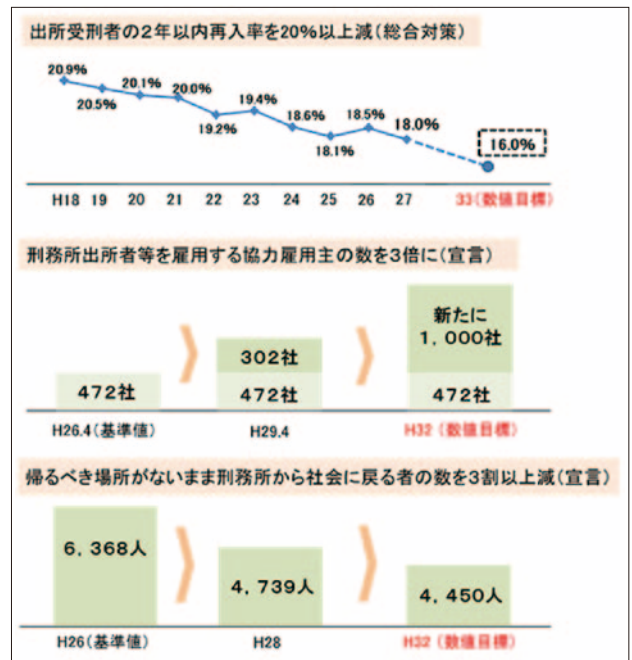


図2 これまでの政府の取組における目標の達成状況

再犯防止推進計画(案)

再犯防止施策は極めて多岐にわたるところ、推進計画案においては、同法第2章が規定する基本的施策に基づ

月14日に公布・施行された。法務省においては、同法に基づき法務大臣が作成する「再犯防止推進計画の案」に掲げる事項等を検討するため、平成29年2月、法務副大臣を議長とする「再犯防止推進計画等検討会」を設置し、関係省庁や有識者委員と議論を重ねてきた。現在、検討会としての推進計画案を取りまとめ、パブリックコメントを実施しているところであり(本年11月10日まで)、本年中に閣議決定される予定である。

政 策

き、次の7つを重点課題として整理し、それぞれについて、今後5年間を見据えた具体的施策を盛り込んでいる。

1. 就労・住居の確保等

- 職業訓練・就職支援の充実、職場定着に向けたフォローアップの実施
- 協力雇用主に対する支援の充実、協力雇用主の社会的評価向上のための取組等の実施(国による雇用の推進、協力雇用主の受注の機会の増大等)

- 就労と福祉の狭間にある者に対する障害者支援事業やソーシャルビジネスと連携した支援の実施
- 矯正施設出所後の適切な帰住先の調整や、更生保護施設等の一時的住居の確保の更なる充実

- 地域社会における定住先の確保に向けた取組の実施(公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進等)

2. 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

- 刑事司法関係機関、地域生活定着支援センター、保健医療・福祉関係機関等との連携の強化
- 刑事司法手続の入口(起訴猶予等)から出口(矯正施設出所)までのあらゆる段階における福祉サービス利用に向けた支援の実施
- 薬物事犯者に対する指導等の充実(指導体制の整備、海外における拘

禁刑に代わる措置も参考にした効果的な再犯防止方策の検討等)

- 地域における治療・支援機関の整備や自助グループを含む民間団体への支援、治療・支援に当たる人材の育成の推進

3. 学校等と連携した修学支援の実施等

- 学校・地域における児童生徒の非行の未然防止に向けた支援の実施
- 犯罪・非行による学校教育の中断防止や学校・地域において再び学ぶための支援の実施(矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実、矯正施設からの進学・復学の支援等)

4. 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等

- 適切なアセスメントと特性に応じた効果的な指導等の実施(性犯罪・ストーカー加害者、暴力団関係者、少年・若年者、女性、発達上の課題を抱える者等に対する指導等の実施)
- 再犯の実態把握や指導等の効果検証及び効果的な処遇の在り方に関する調査研究の実施

5. 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等

- 保護司、更生保護女性会、BBS会、少年警察ボランティア、その他民間協力者に対する支援の実施(幅広い年齢層の民間協力者の開拓、更生保護サポートセンター設置の推進

等)

- 民間協力者が再犯防止活動を実施しやすい環境整備の推進(更生保護事業の在り方の抜本的見直し、民間資金の活用への在り方の検討等)
- “社会を明るくする運動”を始めとする広報・啓発活動の推進、民間協力者に対する表彰の実施

6. 地方公共団体との連携強化等

- 地方公共団体における再犯防止施策の推進のための国による支援の実施(地域のネットワークにおける取組の支援、地方再犯防止推進計画(同法第8条第1項)の策定等の促進等)
- 地方公共団体への情報・知見の提供・共有などによる国と地方公共団体との連携強化

7. 関係機関の人的・物的体制の整備等

- 再犯防止関係機関の職員体制の整備や職員研修の充実、矯正施設の環境整備の実施



犯罪や非行をした者は、服役するなどした後、再び社会の一員となる。

再犯防止推進法では、犯罪をした者等を社会から排除し、孤立させるのではなく、国民の理解と協力を得て、再び社会を構成する一員となることを支援することに、犯罪が繰り返されない、新たな被害者を生まない、国民

が安全で安心して暮らせる社会を実現することを理念として掲げ、そのために国・地方公共団体・民間団体等が一体となって、再犯防止に取り組むことを求めている。また、地方公共団体の責務についても、明示されたところがある。

しかし、再犯防止施策は、これまで刑務所や保護観察所等の刑事司法関係機関が中心となって進めてきたため、地方公共団体の中には、具体的にどのような取組を進めればよいのか、悩まれるところも少なくないと思われる。

今後、法務省では、国と地方公共団体が連携して再犯防止施策に取り組みることができるよう、地方公共団体に対して、国が持つ知見・ノウハウ、先進自治体による好事例など地方における再犯防止施策を進める上で有益と考えられる情報提供等の各種支援の充実を図っていきたくと考えている。

町村においても、今後の再犯防止施策の動向について注視していただくとともに、地方再犯防止推進計画の策定、更には国の関係機関と連携した再犯防止施策の実施に努めていただくようお願いしたい。

最後に、再犯防止に関する御質問・御要望等がある場合には、遠慮なく、全国各地の検察庁、刑務所、少年院、少年鑑別所、保護観察所といった刑事司法関係機関のほか、法務省大臣官房秘書課再犯防止推進室まで御連絡いただけること幸いである。

政 策 解 説

「地域力強化検討会」最終とりまとめ

～地域共生社会の実現に向け

“我が事・丸ごと”の地域づくりへ～

「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会」地域力強化検討会の最終とりまとめが公表された。厚生労働省は最終とりまとめを踏まえ、改正社会福祉法第106条の3に基づく指針の策定、地域福祉計画のガイドラインの改定を行い、その後の「我が事・丸ごと」の地域づくりを進める。

検討会を設置し、地域共生社会の方向性を探る

「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会」地域力強化検討会は、テーマに「地域共生社会の実現に向けた新たなステージへ」を掲げる。この度、公表された地域力強化検討会の最終とりまとめには、地域共生社会の実現のための方向性や具体的な取組例、留意点等が盛り込まれている。

「地域共生社会の実現」は子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会を目指すもので、2016年6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」に言及されている。

厚生労働省はこの「地域共生社会の実現」を具現的に検討するため、2016年10月に「地域力強化検討

会」をスタートさせた。厚生労働大臣が本部長となり、①「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が

「我が事」として主体的に取り組む仕組の構築、②市町村における地域づくりの取組の支援、③公的な福祉サービスへのつなぎを含め「丸ごと」

対応できる総合相談支援の体制整備推進のため、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」を設置。その

下部組織として、住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくり、市町村による包括的相談支援体制等

の検討を行う「地域力強化ワーキンググループ」が設けられた。地域力強化検討会開催のねらいは、具体的

実例に基づく検討を行い、実現本部における議論を活性化させることになった。

総論―今後の方向性

○地域共生社会を我が国の文化に

最終とりまとめは、「地域共生社会の実現」に向けた方向性を示す総論から始まる。

まずは、「ニッポン一億総活躍プラン」にある「子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる『地域共生社会』」を創造するという高い理想を掲げ、我が国の文化として定着するよう挑戦し続けていくことに価値があると宣言。

続いて、方向性の詳しい説明に入る。

①様々な交流や行事の開催等につながりをもつことで、従来の申請主義による「待ち」の姿勢から脱却。「予防」の視点に基づき見守りや日常の地域活動などを整え、抱えている問題が深刻化し、解決が困難な状況となる前に早期発見して早期支援につなげる、②分野別、年齢別の縦割りの支援から、当事者を中心に据えた「丸ごと」の支援への移行を目指す。

そのために地域生活課題を解決できる専門職からなる多職種連携、地域住民等との協働による地域連携を核とする包括的な支援体制を整備する、③これまで支援の「受け手」であった人が「支え手」に回ることを可能とする「支え手」と「受け手」

政 策

地域力強化検討会最終とりまとめ(平成29年9月12日)の概要
～地域共生社会の実現に向けた新たなステージへ～

総論(今後の方向性)

- ◆ 地域共生が文化として定着する挑戦
- ◆ 専門職による多職種連携、地域住民等との協働による地域連携
- ◆ 「点」としての取組から、有機的に連携・協働する「面」としての取組へ
- ◆ 「待ち」の姿勢から、「予防」の視点に基づく、早期発見、早期支援へ
- ◆ 「支え手」「受け手」が固定されない、多様な参加の場、働く場の創造

各論1 市町村における包括的な支援体制の構築

【1】他人事を「我が事」に変えていくような働きかけをする機能

第106条の3
第1項第1号

- 3つの地域づくりの方向性の促進に向けた取組の例
 - ・ 福祉、医療、教育、環境、農林水産、観光などの各分野における場や人材(地域の宝)とつながる。分野を超えた協働を進めるとともに、分野を超えた協働を進めていく役割を果たす人を地域の中から多く見つけていく。
 - ・ 障害や認知症、社会的孤立等に関して学ぶことを通じ、地域や福祉を身近なものとして考える福祉教育の機会を提供する。
 - ・ 地域から排除されがちな課題であっても、ソーシャルワーカーが専門的な対応を行う中で、徐々に地域住民と協働していくといった取組を積み重ねる。そうした取組を当事者のプライバシー等に配慮した上で広く知ってもらう。
- 地域づくりを推進する財源等の例
 - ・ 事業の一体的な実施による各分野の補助金等の柔軟な活用、共同募金におけるテーマ型募金や市町村共同募金委員会の活用、クラウドファンディング、SIB、ふるさと納税、社会福祉法人などが過院調整等だけでなく、地域の様々な相談を受け止めていく方法

【2】複合課題丸ごと「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める場

第106条の3
第1項第2号

- 住民に身近な圏域での「丸ごと」受け止める場の整備にあたっての留意点
 - ・ 担い手を定め、分かりやすい名称を付けるなどして、広く住民等に周知。
- 例1: 地域住民による相談窓口を設置し、社会福祉協議会のCSWが専門的観点からサポートする方法
- 例2: 地域包括支援センターのプラチカを拠点とした相談窓口を設置するとともに、民生委員等と協働していく方法
- 例3: 自治体等において各種の相談窓口を集約し、各専門職が地域担当として、チームで活動していく方法
- 例4: 診療所や病院のソーシャルワーカーなどが退院調整等だけでなく、地域の様々な相談を受け止めていく方法
 - ・ 民生委員、保護司等の地域の関係者から、情報が入る体制を構築する。

【3】市町村における包括的な相談支援体制

第106条の3
第1項第3号

- 市町村における包括的な相談支援体制の構築にあたっての留意点
 - ・ 支援チームの編成は、本人の意思やニーズに応じて新たな支援者を巻き込む。
 - ・ 支援チームによる個別事案の検討や、資源開発のための検討の場については、①地域ケア会議などの既存の場の機能拡充、②協働の中核を担う者が既存の場に出向く、③新設する等の対応が考えられる。
 - ・ 生活困窮者支援の実践で培われた、働く場や参加の場を地域に見出していく、福祉の領域を超えた地域づくりを推進

各論2「地域福祉(支援)計画」

- 各福祉分野に共通して取り組むべき事項の例
 - ・ 福祉以外の様々な分野(まちおこし、産業、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等)との連携に関する事項
 - ・ 高齢、障害、子ども等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野
 - ・ 制度の狭間の問題への対応のあり方
 - ・ 共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービスの展開
 - ・ 居住に課題を抱える者・世帯への横断的な支援のあり方
 - ・ 市民後見人の養成や活動支援、判断能力に不安がある人への金銭管理、身元保証人など、権利擁護のあり方
 - ・ 高齢者、障害者、児童に対する統一的な虐待への対応や、家庭内で虐待を行った介護者・養育者が抱えている課題にも着目した支援のあり方
 - ・ 各福祉分野・福祉以外の分野の圏域の考え方・関係の整理
 - ・ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
 - ・ 役所内の全庁的な体制整備
- 計画策定に当たっての留意点
 - ・ 狭義の地域福祉計画の担当部局のみならず、計画策定を通して、部局を超えた協働の仕組みができるような体制をとる。
 - ・ 他の福祉に関する計画との調和を図る方法として、計画期間をそろえる、一体的に策定するなどの方法が考えられる。
 - ・ 成年後見、住まい、自殺対策、再犯防止等の計画と一体的に策定することも考えられる。

各論3「自治体、国の役割」

- 市町村→包括的な支援体制の整備について、責任をもって進めていく。地域福祉計画として関係者と合意し、計画的に推進していくことが有効。
- 都道府県→単独の市町村では解決が難しい課題への支援体制の構築、都道府県域の独自施策の企画・立案、市町村への技術的助言
- 国→指針等の作成で終わることなく、「我が事・丸ごと」の人材育成、プロセスを重視した評価指標の検討、財源の確保・あり方についての検討

が固定されない多様な参加の場、働く場などの創造を促す。

④ とういった「我が事・丸ごと」の地域づくり実現のためには(i)他人事を「我が事」に変えていくような働きかけを行う機能、(ii)住民に身近な圏域で「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえずの丸ごと」受け止める場、(iii)市町村域や広域での包括的な相談支援体制、の3項目の構築が必要となる。これまでの取組の多くが、いわば「点」での展開であったが、これからは市町村において3項目の取組を有機的につなげていく。また、(i)～(iii)の機能がなかった場合には新しくつくり出す。そうして互いに連携・協働することで結束し「面」として広げていくことにより、それぞれの強みを活かした効果的な支援体制が構築されていくとする。

各論1～3「市町村における包括的な支援体制の構築」

○3つの地域づくりの方向性の下に「他人事を「我が事」へと

総論を受け、各論の解説が続く。各論は、1.「市町村における包括的な支援体制の構築」(改正社会福祉法第106条の3に係る関係する内

3.「自治体、国の役割」、の3つの部分から構成される。

「市町村における包括的な支援体制の構築」は、総論にある「我が事・丸ごと」の地域づくり実現のための(i)～(iii)の内容に対応しており、改正社会福祉法第106条の3と照らし合わせながら、市町村の包括的な支援体制づくりに必要な3項目が説明されている。

最初にあがるのは、(i)「他人事を「我が事」に変えていくような働きかけをする機能」で、改正社会福祉法第106条の3第1項第1号に基づき内容となる。

ここでは、他人事を互いに影響し合いながら「我が事」としてとらえる意識を醸成するための、地域づくりに関する3つの方向性があがっている。

その地域づくりの方向性は、①「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的・積極的な姿勢と、福祉以外の分野が連携・協働することでもまちづくりとしての活動を広げる、②「地域で困っている課題を解決したい」という思いをもち、様々な取組を行う地域住民や、福祉関係者によるネットワークを活用して共生

の文化を広げる、③スタートは「一

政 策

人の課題から「二」になるが、地域住民と関係機関(専門職)が一緒になって解決するプロセスを繰り返しながら気付きと学びが促され、一人ひとりを支えることをめざす、となる。

①の促進にあたっては、地域で展開される福祉や医療、教育、環境、農林水産、観光など様々な分野における会議や集い、サロン等を見つけて、つながっていくことが重要になる。これは、地域の宝探しとも言え、地方創生とも連携しながらのまちづくりに発展する可能性を秘める。また、③の取組は課題を抱える人を目の当たりにして、手を差し伸べたいという思いが喚起されたり、同じ思いを抱える地域住民と一緒に該当者を支援していくことがきっかけとなる。

①と③を活性化して、地域に関心をもつ住民を増やしていくことが、②の促進に結びつく。①、②、③は、それぞれが独立したのではなく、相互に影響を及ぼしあい、経験を積み重ねることで相乗効果が生まれ、地域づくりを推し進める原動力となっていく。

「我が事」として認識した地域の課題をその地域で解決していくには、財源の確保についても思案する

必要がある。各分野の補助金等を柔軟に活用していくだけでなく、共同募金によるテーマ型募金、市町村共同募金委員会の活用・推進、クラウドファンディングやSIBの導入、ふるさと納税、社会福祉法人による地域における公益的な取組などを検討することは有効である。

○「丸ごと」受け止める場の創造を 2つ目の項目は(ii)住民に身近な圏域の中で、住民が直面している課題に対して「複合課題丸ごと」、「世帯丸ごと」、相談先が分からない課題も「とりあえず丸ごと」受け止める場」を築くこと、になる。この内容は第106条の3第1項第2号に立脚する。

「丸ごと」受け止める場として、地域住民や地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等があがってくるが、地域の実情に応じて地域で協議し、適切に設置するよう、最終とりまとめは示唆する。

○複雑・複合的、制度の狭間の課題等にはオーダーメイドで対応 第106条の3第1項第3号に關わる内容である(iii)市町村における

包括的な相談支援体制」では、課題の解決のために必要な支援体制づくりや支援の具体的方法などが述べられる。これが市町村の包括的な支援体制づくりに必要な3項目となる。

地域包括支援センター等の住民に身近な圏域にある相談機関では対応が難しい複雑・複合的な課題は、福祉関係だけでなく、医療、保健、雇用・就労など多分野の、複数の専門機関と協働しながら、解決方法を探し出すことが望まれる。

また、制度の狭間で生じた問題解決には、関係機関同士の連携のみならず、地域住民と協働して新たな社会資源を見つけたり、状況に応じて新しい制度等をつくり出すことも不可欠になってくる。

複雑・複合的な課題も制度の狭間で生じた問題とともに、決まりきった型ではなく、いわばオーダーメイド型の解決が重要になってきている。

△各論2▽「地域福祉(支援)計画」

○福祉計画の上位項目として、総合的に推進 支援体制を整えるとともに、取組内容を明確化して「地域福祉(支援)計画」を立案することも欠かせない。

「我が事・丸ごと」の体制整備を記載する「地域福祉(支援)計画」は、多分野にわたる福祉計画の上位項目として位置づけ、総合的に推進していく必要がある。

それぞれの地区で策定される住民の地域福祉活動の計画、民間組織・団体の地域福祉活動の計画と「地域福祉(支援)計画」との上手な連携・連携を考えていくこともポイントになってくる。

△各論3▽「自治体、国の役割」

○都道府県、国の力を得つつ推進を 包括的な支援の中心は、地域住民と関係の深い市町村にある。市町村は、関係者と話し合いを進めながら、「地域福祉(支援)計画」の一環として支援体制整備を計画的に推進していくことが期待される。

都道府県は、市町村だけでは解決が難しい課題への支援体制の構築、都道府県域の独自施策の企画・立案とともに、市町村への技術的助言などを担う。

国は指針等の作成はもろろんのこと、「我が事・丸ごと」を支える人材育成、プロセスを重視した評価指標作成、財源の確保・あり方についての検討が求められている。

情 報

地域の中小企業が有望な地域資源（農林水産物、産地の職人の技、観光資源等）を活用して行う新たな事業展開の推進を図るため、国（経済産業省）では地域・中小企業の自立的発展を総合的に応援しています。

最近では、中小企業・小規模事業者を巡る厳しい経営環境や地域経済の停滞等を踏まえ、平成27年度に「中小企業による地域資源を活用した事業活動の促進に関する法律」の一部が改正されています。

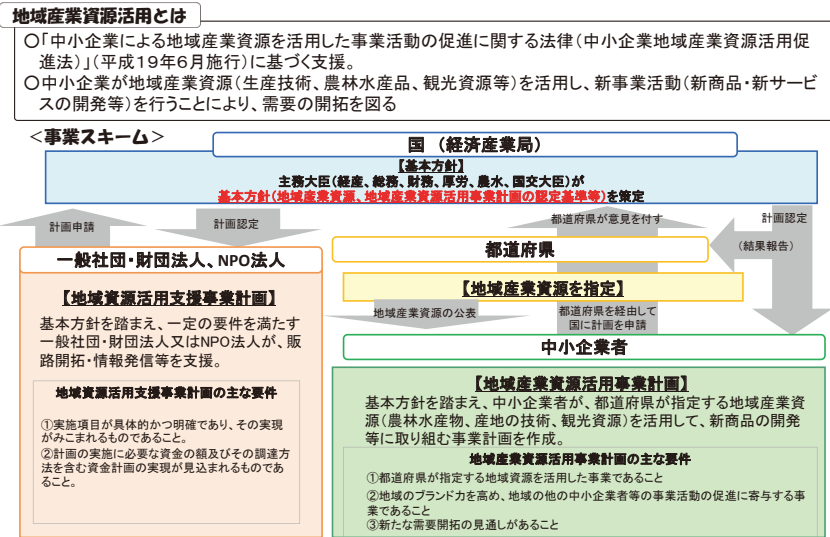
主な内容としては、様々な関係者（地元の中小企業・小規模事業者、農林漁業者、商工組合や農業・漁業協同組合、商工会や商工会議所、金融機関、教育機関、地域住民等）との連携の軸となり得る地方自治体が、積極的な関与により、地域ぐるみの取組を促進し、消費者志向にマッチした「ふるさと名物」の開発・販路開拓に取り組み、また地域への呼び込みのための体験型観光を推進することができるようになるほか、地方自治体が「ふるさと名物応援宣言」を宣言すると、その対象となる「地域資源活用事業計画」や「農商工等連携

地域資源法の認定事業者の施設整備を支援

～中小機構による「市町村高度化事業」とは～

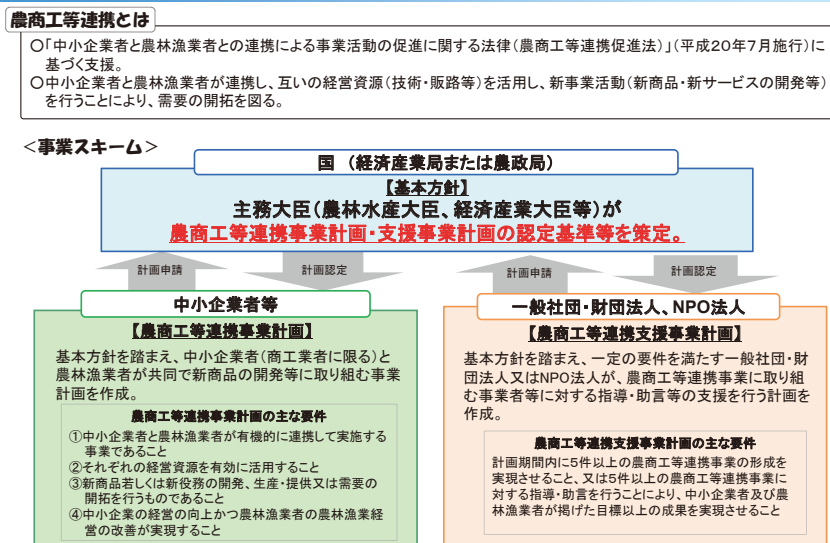
独立行政法人中小企業基盤整備機構 高度化事業部 参事 小村 幸男

(参考) 中小企業地域産業資源活用促進法について



事業計画」等に対して、国の「ふるさと名物応援事業」において優先採択されること等のメリットがあります。また、地方自治体の「ふるさと名物応援宣言」での後押し等による積極的な関与により、「ふるさと名物」をテコに

(参考) 農商工等連携促進法について



した地域全体を巻き込んだ活性化の取組、地域ぐるみの継続的な取組を通じて、地域の売上や雇用の増大、地域経済の好循環への寄与が期待されています。

中小機構では、販路開拓支援のほか、高度化融資制度等によるさまざまな支援を行っておりますので、以下のご紹介いたします。

情 報

中小機構の支援

(1) 販路開拓の支援

① 地域活性化パートナー事業の概要

農工商連携、地域資源活用による新商品・新サービスの事業化を促進するため、百貨店や大手スーパー、卸問屋、通販事業者をメンバーとした「地域活性化パートナー」と連携して、商品開発・販路開拓の支援を行います。

例えば、展示会出展の機会提供やサポート、バイヤーとの商談機会の提供、テストマーケティング機会の提供などが受けられます(※各市区町村の「ふるさと名物応援宣言」に関連する商品が出品される場合は、出展事業者(中小企業者)了解のうえ、出展者等と併せて「ふるさと名物応援宣言」のPR等を行うことができます)。

② 中小企業総合展(フェア in フェア)

への出展

生活雑貨等を対象とした「中小企業総合展 in Gift Show」と、食品・飲料分野を対象とした「中小企業総合展 in FOOD EX」のような民間専門展示会に参加できます。

各市区町村の「ふるさと名物応援宣言」に関連する商品が出品される場合は、出展事業者了解のうえ、出展者等と併せて「ふるさと名物応援宣言」のPR等を行うことができます(出展には審査があります)。

(2) 高度化融資制度による支援

高度化融資制度とは、経営基盤の強

化や環境改善等に共同で取り組む事業を行う中小企業者に対し、都道府県と中小機構が一体となって資金の貸付けやアドバイスを行う支援施策です。

今回は、地域資源活用促進法の認定を受けた中小企業者等を支援する際に活用できる、市町村と中小機構が一体となって行う「市町村高度化事業」と呼んでいる融資制度をご紹介します。

地域資源法の認定事業者への貸付とは

地域資源活用促進法第15条第1項の規定に基づく「認定地域産業資源活用事業」として、地域資源を活用した商品・サービスの開発や販路開拓等を行うおととする中小企業者への貸付けを行う際に、市町村での予算が少なくとも事業者の必要とする資金を貸し付けることができる制度です。

市町村において、中小企業者が必要とする資金の10%を予算化できれば、中小機構から80%見合いの資金の貸付けを受けられ、あわせることで中小企業者に対して貸付対象となる事業費の90%まで貸付けが可能となります。

貸付対象者としては、地域資源を活用した商品・サービスの開発や販路開拓等を行うおとする中小企業者(社からでも対象となるほか、地域産業資源活用事業を支援する事業(認定地域産業資源活用支援事業)を行う一般社団法人、一般財団法人、NPO法人なども含まれ、多様な資金ニーズに対応できます)。

また、高度化融資制度の特色として、融資の際の診断指導(コンサルティング)を事業者が無料で受けられる点もあげられます。

中小機構としては、地域資源を活用した中小企業者等を後押しするため、地場産業の振興や地域経済の活性化

化に向けて取り組まれる市町村を、本制度により積極的にバックアップしていきたいと考えています。詳しくは、中小機構高度化事業部高度化事業企画課までお気軽にお問い合わせください。電話:03-5470-11528

地域資源法の認定事業者を支援する 市町村等を中小機構がサポートします

中小機構が、中小企業組合等に貸し付けを行う都道府県などに対し、その資金の一部を低金利かつ長期で貸し付ける高度化事業ですが、市町村が利用できるケースもあります。ここで紹介するのは、国から認定を受けた「地域産業資源活用事業」^{※1}および「地域産業資源活用支援事業」^{※2}を行う中小企業者らに対し、施設整備資金を貸し付ける市町村(特別区を含む)による高度化事業です^{※3}。最大で償還期間20年間(償還期間3年以内)、整備資金全体の80%までの貸し付けが無料で行うことができます。

市町村は、借り受けた資金に自主財源を上乗せし、最大で整備資金全体の90%までを中小企業に貸し付けることができます。市町村の負担を軽減し、地域創生につながるこの事業を、あなたの自治体の未来にお役立てください。

市町村の実質的な貸付負担割合は全体の10%となります。(この事業を事業者の方が限度額まで活用した場合)

市町村に対する貸付条件

- 対象施設整備資金の80%以内
- 償還期間 20年以内(償還期間3年以内)
- 貸付金利 無利子

中小企業に対する貸付条件

- 対象施設整備資金の90%以内
- 償還期間 20年以内(償還期間3年以内)
- 貸付金利 無利子

市町村の実質負担 10%

事業の対象として次のような事業者や施設が想定されます。

- 貸付けの相手方
 - 中小企業、企業組合、協業組合、農業協同組合、漁業協同組合など
 - 一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人(NPO等)など
- 対象施設の種類
 - 地域産業資源活用施設の生産工場、生産設備、倉庫/物流施設、販売店舗など
 - 地域産業資源活用施設の展示施設、販売店舗、試験・研究施設、商品生産のための工場、販売場の案内所など

市町村へのサポート体制

- 制度導入および実施に関する相談に際して丁寧にサポートします。
- 事業実施に必要な診断に協力するほか、助言等も行います。

中小企業へのサポート体制

- 構想段階にある中小企業に対して説明会を開催することも可能です。
- そのほか地域資源法の認定へ向けられた相談、計画のブラッシュアップや認定後のフォローアップも実施します。

事業の対象として次のような事業者や施設が想定されます。

- 認定地域産業資源活用事業
- 認定地域産業資源活用支援事業

※1 地域産業資源法に基づき、上記のサービスの提供や期間延長等を受けられる事業
※2 上記の「地域産業資源活用事業」に準じた事業
※3 市町村による高度化融資制度(認定地域産業資源活用促進法)に基づく貸付(15歳未満、平成27年7月1日現在)



町村

ご当地キャラじまん

Vol.30

特産品だけじゃない!

文化・歴史を身にまとして観光大使!!

ご当地自慢の美味しいものや伝統行事を身にまとい、
体を張ってPRしているご当地キャラたちを紹介するコーナーです。
今回は、東ブロック(北海道・東北・関東)からピックアップ。

東
ブ
ロ
ッ
ク



北海道長万部町

青森県横浜町

栃木県那須町

2003年、長万部町開礎130年
町制施行60年記念事業の一環で、公募し
て誕生したイメージキャラクター。カニ
の体に、ホタテの耳、髪は町の花「あや
め」と、全身町特産品をモチーフとして
います。即興ダンスが得意というおちゃ
めな性格ながら、実は長万部観光協会
で広報室長も兼任しているという真面
目な一面も。基本的にはJR長万部駅舎に
ある観光案内所「まんべくんの部屋」に
常駐していますが、時々駅のホームに
現れて、町民や観光客を楽しませてく
れます。雑貨やお菓子など、「まんべく
んグッズ」も多数発売されており、今
や人気は全国区。さらなる町の知名度
アップのために、いつかテレビに出演し
たいと夢を描きながら、今は地道なPR
活動に励んでいます。

まんべくん

北海道長万部町

長万部町イメージキャラクター



本名は、おしゃまんべ。2003年7月31日午後3時
生まれ。目立ちたがり屋だが、下ジでおつちよこちよ
い。温厚でやさしくのんびりした性格だが、激怒する
とカニばさみで攻撃することもある。

な
つ
ち
ゃ
ん

菜の花イベントキャラクター

青森県横浜町

1991年当時、日本一の作付面積を
誇った横浜町の菜の花を農業としてだけ
でなく、町の観光資源として活用するこ
とを目的に開催された「第1回菜の花
フェスティバル」のイベントキャラク
ターとして誕生。ご当地キャラクターの
中では、意外と古株です。アイドルに憧
れているため、おしゃれと写真撮影が大
好き。常にかわいく見える仕草を研究し
ているので、カメラを向けられると自然
とキメポーズが出てしまうほど。女子力
も高いので、かわいらしく、語尾に「..
なの」とつけて話します。トップアイド
ルを目指し、日々レッスンに励んでいる
なつちゃんですが、全国各地の様々なイ
ベントに参加し、「菜の花」「ホタテ」「長
芋」などの町特産品はもちろんのこと、
町全体のPRも欠かしません。これから
も「菜の花の町横浜」の認知度アップの
ため、ミツバチのようにあちこち飛びま
わって活動していきます。



1991年5月26日生まれ。本当は5歳だが、
憧れから自称「永遠の17歳」。元気いっぱい
の夢見がら、背伸びしがちなミツバチ
の妖精の女の子。夢はトップミツバチア
イドルになってステージに立つこと

ク
ロ
ロ
と
ゆ
め
な

那須町黒田原マスケットキャラクター

栃木県那須町



コンビとしての誕生日は11月3日。
クロロは年齢不詳、ゆめなは中学一
年生の女の子。おっとりとして優
い性格のクロロと馬が大好きで
おてんば娘のゆめなの合言葉は「チャ
レンジ&ドリーム」

かつて、那須町黒田原駅北側に存在し
た馬市場や開拓・林業等でも馬と共存し
た町の歴史に基づき、農耕馬「那須駒」
と世話係の女の子をモデルとして、
2010年に那須町黒田原のマスケット
キャラクターとして誕生しました。ク
ロロは馬のキャラクターではありませんが、
時々超能力馬「ハイパーうま」に変身し
て、ドラム演奏やパントマイムなどを披
露します。町内外のイベントに参加する
時は、クロロのドラムに合わせて、ゆめ
なが歌うこともしばしば。ふたりのテー
マソングもCDとして発売されていま
す。ふたりが主演する短編映画を地域の
方々と一緒に製作したり、ゆめなの写真
集を発行したりと地域経済活性化にも大
貢献。那須の高原野菜や黒田原のご当地
料理「だっばら汁」等の町特産品など、
町の魅力を広く伝えるべく、海外進出も
視野に入れながら、精力的に活動してい
ます。

今回は、中ブロック(北信・東海・近畿)からご紹介します

情 報

信州縦断「元気なふるさと収穫祭めぐり」2017

6月下旬から12月までの間、長野県町村会主催の「信州縦断 元気なふるさと収穫祭めぐり2017」を実施しています。

今年で14年目を迎えているこのキャンペーンは、県内58町村が開催する収穫祭情報をホームページやパンフレット等で県内外に情報発信し、多くの方に信州に足を運んでいただき、「ふるさと(町村)」の「元気」と「よさ」に触れていただくことを目的としています。

「収穫祭めぐり」と「県内58町村の収穫祭」の詳しい情報は、「収穫祭めぐり」のホームページをご覧ください。今年はいよいよ101の収穫祭情報が掲載されています。

より幅広いPRのため、今年新たに「収穫祭めぐり」のオリジナルテーマソング「ココロフルサト」を作成しました。

歌詞に県内58町村の特産品を散りばめ、軽快なテンポで爽やかな曲になっています。

「ココロフルサト」は「収穫祭めぐり」のホームページ下のQRコードからお聴きください。県内58町村の収穫祭の画像を載せた動画でお楽しみください！

収穫祭めぐり 検索



長野県町村会 「信州縦断元気なふるさと収穫祭めぐり」 オリジナルテーマソング ココロフルサト 作詞/作曲/編曲 green note coaster 何から始めよう 美味しい楽しい...

車両共済(保険)のご案内 (一般自動車保険の車両保険)

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。

町村生協の自動車共済にご加入の皆様なら!

- 無事故による割引で新規から43%(保険料)割引 ●集団扱年一括払いによる割引で更に5%割引

このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

●お見積りのご請求・お申し込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください●

株式会社 千里 (取扱代理店) 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内 ●ホームページアドレス http://www.chisato-ag.co.jp

お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください (受付時間 月~金 午前9時30分~午後5時) 0120-731-087 FAX 03-3519-7325

●「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と損害保険ジャパン日本興亜株式会社とが集団扱契約を締結し、実施しているものです。 ●集団扱としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパン日本興亜の定める条件を満たす場合のみとなります。 詳細については、取扱代理店(千里)までお問い合わせください。 (車両保険引受保険会社) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 (損害保険ジャパン日本興亜株式会社)は損保ジャパンと日本興亜損保が2014年9月1日に合併し誕生した会社です。 [SJNK15-10902 (2015.11.04作成)]

随 想

キズナ (KIZUNA) は2010年3月生まれの競走馬です。父は名馬ディープリンパクト、母はキャットクイル。実績のある血統でしたが、母が超高齢出産であったため、注目度はそれほど高くはありませんでした。東日本大震災の混乱が続く中、その運命的な名前を背負って2012年秋にデビューし、2013年の日本ダービー馬となりました。

随 想

キズナ



もり やす たもつ
森 安 保
ほうき
鳥取県町村会長・伯耆町長

た。鮮やかな勝ちっぷりや主戦騎手の人間模様もプラスされて大きく脚光を浴びることとなりました。さらにヨーロッパ遠征でも勝利をおさめ、前途洋々の中怪我を繰り返しては再起するものの2015年に引退。現在は北海道のスタリオンステーションに繋養され種牡馬生活を送っており、今年の春には多くの初年度産駒が生まれています。

今年の夏の終わり、初めて夏休みをとって妻と一緒にキズナに会いに北海道に行くことができました。「休んで出かけることができるならココ」と以前から決めていたため、めることもなくすんなりと念願の再会を果たすことができました。キリっとした姿、澄んだまなざしはそのままでしたが、体が一回りも二回りも大きくなり、若いながらパパの貴録を漂わせていました。何とも言えない感情がこみあげてきて、不覚にもハンカチのお世話になった次第です。

年ほど前に事業家でオーナーブリーダーでもある方が、競走馬のトレーニング施設をオープンされました。多くの活躍馬を輩出され、騎手など関係者の来訪もあって徐々に競馬が身近に感じられるようになってきた中、ついに日本ダービー馬に輝いたのがキズナです。グループの馬産はすべて北海道で行われ、1歳の秋に本町にやってきました。それから1年間厳しいトレーニングを積んでデビューとなるのですが、幼少期のキズナは大きくて、おとなしく、少しぼっちやリ気味の馬でした。ただ、よく食べることに加え独特のオーラがあり、牧場スタッフの接し方から期待の大きさを感じることができました。専門的なことはよくわからないのですが、人間の見た目でいうと踝の部分の強い弾力が印象に残っています。

「速く走るよう育てて、勝たせてやりたい」これが関係者の思いであり、そのために朝早くから調教を行います。オーバーワークや怪我と背中合わせなのはアスリートの宿命ですし、そこまで追い込むのは勝てなかつた競走馬の運命を皆が理解しているからです。少しでも長く活躍す

ることこそが競走馬にとってのよい生き方であると、一生懸命人間がサポートしています。町内にはトレーニング施設を支援するためのボランティア団体があり、草刈りなどの作業を通して関係者との交流を図っており、町民が競走馬を見る目は温かいものがあります。ですから、キズナが日本ダービーを優勝した時の町内の盛り上がりはとても大きなものがありました。取材も多くあり、本町が一躍注目を集めるようになったのは驚きでした。

「仲間のような」そう言うと思議に思われるかもしれませんが、私はこの一頭の馬にそんな感情を持っています。基礎自治体の長として多くの課題に対して無我夢中で取り組む中で、純粋に速く走ろうと頑張るキズナの姿は自分への励ましと映りましたし、勇気をもらっている気がしていました。

そして「夢は走り続ける」。ここにこそ、競馬というスポーツエンターテイメントの真骨頂があります。2020年東京オリンピックの年に父キズナの夢を引き継ぐ子どもたちが走り出すことを今から楽しみにしています。

今年冬に開催! 入場無料!!



2017

町村の自慢のグルメ・物産が大集合!

日時 2017年 **12月2日(土)** 12:00~19:00
12月3日(日) 10:00~17:00

会場 **東京国際フォーラム**
 ホールE / ロビーギャラリー
 サテライト会場: 有楽町駅前広場

主催 **全国町村会**

あの町! この村! 気になる町村の「生活」に密着した情報が一度に手に入る!
暮らしのイロハ 町村の人たちと直接交流ができる!
情報コーナー 両日ともセミナー開催!
 移住・定住相談コーナー 移住・定住相談セミナー

各日とも先着1万5千名様に
オリジナルエコバッグをプレゼント!

100体以上の
ご当地キャラクターも大集合

■後援: 内閣府・税務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・観光庁・全国知事会・全国市長会・全国都道府県議会議員会
 全国市議会議員会・全国町村議会議員会・東京都・読売新聞社



町村から日本を元気にする

machilmura1-2017.com

町イチ! 村イチ! 2017

検索

※掲載されている特産品などは都合により出展がない場合もございます。※混雑が予想されますので、会場の一部で入場制限をさせていただく場合がございます。ご了承ください。